

高島地域振興計画（素案）

高島地域振興計画

第1節 地域の概況

高島地区は、長崎港から南西約 14.5 kmの沖合に位置し、面積 1.34 km²の島で、高島、端島、中ノ島、飛島の四つの島からなり、有人島は高島のみである。地形は、平地が少なく、中央に海拔 114mの権現山がある。風は、夏には概ね南西から、冬は北西の強風が吹く日が多く、台風、冬期の季節風の時期には、海上交通は欠航を余儀なくされ、時には台風の被害が甚大となるなど、年間を通して風害が深刻である。年間平均気温は 15 ~ 16 で、降雨量は、冬季が比較的多く、温暖多雨の恵まれた気象条件にあるが、水資源がなく海底送水管により、対岸の三和地区から送水している。

昭和 23 年 10 月、町制を施行した旧高島町は、明治、大正、昭和を通じ石炭産業を中心として発展を続け、日本の近代化に重要な役割を果たしてきた。その後、昭和 30 年 4 月には町村合併促進法により、隣接の高浜村端島名と合併し、面積 1.24 km²に人口 16,904 人という日本一の人口密度の町となった。

公共交通機関は、離島航路が長崎と高島を結ぶ唯一の交通機関であり、主要航路として、長崎・伊王島・高島の定期航路が 1 日 8 往復あり、片道 35 分を要している。

高島港については、本土との玄関口であり、住民の生活物資、生活資材等あらゆる物資の搬入搬出港であるとともに、定期船の発着所でもある。この唯一の玄関口も冬期の季節風や夏期の台風時の波浪により、しばしば船舶が運航不能となる事態も生じており、栈橋、護岸等の被害も発生している。また、高島港ターミナルも老朽化が進み、待合所スペースも狭小であるため、夏季海水浴シーズンは乗客が休憩する場所が無く、屋外での乗船待ちを余儀なくされている。

一般県道高島線は、高島港を起点とし、島を一巡する基幹道路である。また、この道路から市道高島町 1 号線が分岐し、島の中腹部を一周している。これらの基幹道路を起点として、市道や臨港道路などが分岐して地区内の道路網を形成している。

また、島内の交通については、民間事業者への補助金方式により島内循環バスが運行されている。現在、平日 17 便を運行し、島民の足として欠かすことのできないものとなっている。

高島地区は、石炭産業を唯一の基幹産業とした一島一町一企業という典型的な炭鉱依存型の自治体として発展してきたが、昭和 49 年 1 月端島砒が閉山し、昭和 61 年 11 月に歴史と伝統のある高島炭砒も閉山した。この間、昭和 48 年の高島炭砒の合理化により約 700 人、翌年の昭和 49 年には端島砒の閉山により約 580 人、さらに昭和 50 年には、高島炭砒の合理化により 830 人と多数の炭鉱従業員が整理解雇され、地域の雇用が大きく落ち込む中で、家族ともども他市町村へ新たな職を求めて島外へ転出していった。さらに昭和 61 年の高島炭砒閉山により、約 5,500 人だった人口が令和 4 年 3 月末現在では 300 人台にまで激減し、地域の経済的社会的基盤が大きく後退した。炭鉱閉山後、新たな雇用の確保を図るため、セメント 2 次製品製造販売会社、ヒラメ等の養殖会社及び未開発高級魚養殖システム研究開発会社が立地し、また、昭和 63 年 11 月には縫製工場、平成元年 3 月には水産物加工場が立地したが、いずれも撤退・解散し雇用の確保という観点からは厳しい結果となった。

一方、炭鉱住宅跡地を活用し、雇用対策として第 3 セクター方式により高糖度系統のトマト栽培を開始し、高島トマトとして地域特産品化を図ってきたが、平成 16 年に第 3 セクター解散後旧高島町が引き継ぎ、合併後は、公募により誘致した企業が「高島フル

ーティトマト」として平成 18 年に商標登録を行い、順調に販路を拡大している。

また、平成 3 年 3 月に水産庁の認定を受けた「マリノベーション拠点漁港漁村総合整備計画」に基づき整備された漁港をはじめ磯釣り公園や人工海水浴場などを活用し、水産業の振興や都市部との交流を推進し、地域の自立促進を図るための取組を行っている。

第 2 節 離島振興の基本方針

1 基本理念

海や軍艦島等の近代化産業遺産群をはじめとする資源を活用した観光レクリエーションの振興、唯一の住民の交通手段である航路の維持・確保及び高齢者が安心して暮らせる体制の整備を図ることにより交流人口、定住人口の増加に努める。

2 基本的方向性

- (1) 体験型観光施設の海水浴場、磯釣り公園などアウトドアを楽しむ施設を活用し、イベントの開催や海をテーマとしたスポーツ・レクリエーションを開催し交流人口の増加を図る。また学校の体験学習などの受入体制を整え、年間を通じた集客を図る。
- (2) 炭鉱閉山後、人口減少が続いており、島の機能を維持していくのが課題となっている。県外からの移住者の増加を目的とした「ながさきウェルカム推進事業」において各種移住支援策を実施するとともに、県及び県下市町で協働運営する「ながさき移住サポートセンター」などの関係機関や地域の団体と連携しながら、移住促進に取り組み、住宅の確保など定住できる環境を整備する。
- (3) 市営住宅の集約化を進め、不要になった老朽住宅を除去するとともに、建物の老朽化、入居者の高齢化に対応した改善を行うなど、居住環境の整備を図る。
- (4) 小規模多機能居宅介護事業所などを活用した福祉・保健・医療体制の充実により、高齢者が暮らしやすい環境の整備を進める。
- (5) フルーティトマトなどの温室栽培による地域の特産品については、品質の安定化によりブランド力を高め、併せて地域外へ販売するルートの強化を行うことで、安定した経営により島内での雇用の確保に努める。
- (6) 端島炭坑（軍艦島）や高島炭坑（北溪井坑跡）を構成資産に含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が世界遺産一覧表に登録されており、構成資産を有する地区として施設整備を推進し、歴史・文化の発信地として活用する。

また、閉山以来無人島となっている端島（軍艦島）については、平成 21 年 4 月から一部上陸が可能となったことから、高島地区の活性化につなげていくための観光資源として、さらなる活用方策について検討を進めていく。

第 3 節 計画の内容

1 交通施設及び通信施設の整備、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化等に関する事項

航路は、長崎と高島を結ぶ唯一の交通手段であるため、維持確保に努める。

伊王島大橋の架橋に伴い、香焼-伊王島-高島間を結ぶ生活物資輸送を取り巻く環境

も変化しているため、生活物資の安定的な輸送の確保を図る。

また、「高速船その他の船舶の新造更新支援」に配慮するとともに、航路は陸上交通と比較して運賃や流通コストが割高な状況にあり、地域住民の負担軽減や交流人口の拡大、物流活性化を推進するため、国などの関係機関に対して運賃や流通コストの低廉化に向けた働きかけを行う。

さらに、無人航空機の活用による物資の流通の改善に対する支援を検討する。

港湾施設については、防波堤、棧橋、ターミナル等改良整備を図る。

一般県道高島線は、全線舗装され交通安全施設等もほぼ充足しているものの、地区の基幹道路として、未改良箇所を整備については今後の検討課題である。市道高島町1号線は、改良整備が完了しているが、生活・防災道路として、今後とも適切な維持管理に努める。その他の市道（橋梁を含む）についても、住民の日常生活に密着しており、生活環境の充実や産業振興を図るため、整備不十分な箇所等について、今後計画的に整備する。

また、島内循環バスについては、現状の1便あたりの利用者数とバスの大きさに乖離があることから、この地域に適した、持続可能な交通手段を整備する。しかしながら、循環バスは、船便に接続しているため、海水浴シーズンなどの混雑に対するの対応を考慮する。

通信については、防災行政無線を活用し、防災情報、緊急情報及び行政情報等を住民へ伝達することで、人命及び財産の保護など大きな役割を果たしているため、今後も迅速かつ確実に伝達するための維持保全を図るとともに、防災メールや SNS など、その他の情報伝達手段についても周知を図る。また、高度情報通信ネットワークの環境整備を図り、適正な維持管理を行う。

2 産業振興等に関する事項

恵まれた自然や歴史的・文化的観光資源の活用と併せ、観光施設等の適正な維持管理を行うとともに、観光ルートの開発やグリーンツーリズム等の体験型観光により交流人口の拡大を図る。また、漁場の整備・保全や海業、民間活力導入による栽培漁業を推進するとともに、漁業協同組合等に対して積極的な援助・指導により水産経営基盤の整備・強化及び後継者の確保・育成を図る。漁港施設については、各種制度を活用して水産基盤の整備及び機能強化を図る。農業については、遊休農地の有効利用を図るとともに、高島トマトの生産性の向上を図る。また、市独自の企業立地奨励金や固定資産税の課税免除による企業誘致及び設備投資の推進を図る。

場所に制約されない働き方の普及に伴い、テレワークを活用し、転職なき移住、ワーケーションなどの中長期滞在及び2拠点居住を希望する方の増加が見込まれるため、そのサポートを行うことで、移住者や将来的な移住者となりうる関係人口の増につなげる。

3 就業の促進に関する事項

海や軍艦島等の近代化産業遺産群をはじめとした観光資源を活かし観光産業の振興を図るほか、高島特産のトマトをはじめとした農水産物を活かした産業の振興を図り、多様な就業機会の創出に努める。

その他、産業振興に資する諸施策を推進し、就業機会の拡充の促進に努める。

4 生活環境整備に関する事項

水道施設、漁業集落排水施設及び公共下水道は、現有施設で充足されているが、漁業集落排水を公共下水道へ統合して効率化を図るとともに今後とも施設の適正な維持管理に努める。

島の美観と住民がふれあう場の創出のために、老朽危険空き家対策や住宅周辺の道路、広場等の環境及び景観整備を推進する。

また、市営住宅の集約化を促進し不要になった老朽住宅を除去するとともに、建物の老朽化、入居者の高齢化に対応した改善や、地域の担い手となる若者などへの空き家活用への支援に取り組むなど、居住環境の整備を図る。

また、地域住民が安全に安心して暮らすことができるしまづくりを進めるため、防犯対策、交通安全対策、消費生活に関するトラブル防止などに取り組む。

5 医療の確保に関する事項

高島診療所は島内唯一の医療機関として、地域住民が安心して日常生活を営むことができる適切な医療サービスを提供するとともに、遠隔医療の導入、医療従事者の確保及び定着に努める。

また、重症患者を本土の医療機関へ移送する場合には、救急艇による救急医療体制を継続する。

6 介護サービス等の確保等に関する事項

高齢化が進んでいることから、介護サービス利用者負担の軽減措置や在宅サービスの供給体制の確保など、地域支援事業の実施や、安心して生活できる地域づくり、生きがいづくり活動を推進するとともに、離島サービス支援事業など介護保険制度の円滑な実施を図る。

このうち、介護サービス事業所について、将来的にも参入が見込むことができない中、令和2年に開設した島内唯一の指定介護事業所（小規模多機能型居宅介護事業所）の運営費の一部を補助することで、安定した事業所の運営を図るとともに、介護従事者を確保するため島内人材等の活用促進及び介護ロボット等の導入について配慮する。

また、地域住民の生活習慣病に対する予防対策として、食生活など生活習慣の改善、健康教育、健康相談等の1次予防の充実・強化に努める。

生活習慣病の早期発見及び早期治療を目的として、特定健診・各種がん検診の受診を奨励し、受診者の増加に努める。

また、障害者の重度化・高齢化が進むなか、安定的に障害福祉サービス等を提供するため、障害福祉人材の確保や障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に努める。

7 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項

高齢者が安心して生活できるように福祉対策の充実を図るとともに、生きがいづくりや健康づくりなどの地域が行う自主的な活動についての支援を行う。また、島内唯一の小規模多機能型居宅介護事業所を活用した在宅サービスの確保を図る。

妊婦については、島外での妊婦健診等にかかる交通費等に対する支援を行うなど、経済的負担の軽減を図る。

保健衛生については、病気の予防と早期発見を目的とした各種保健事業を推進し、島内で実施する健診等の実施に努める。

多様な方々が住み続けられるよう、バリアフリー化について配慮する。また、子育て

てについては、地域の実情に応じた保育サービスの継続、子供を育てやすい環境の充実、子育て相談・支援体制の充実に配慮する。

8 教育及び文化の振興に関する事項

幼稚園教育は、園児数が減少しており、園舎も築後 40 年を経過し老朽化している。小中学校は、児童生徒数が炭鉱の閉山に伴い激減したため、平成 7 年 4 月より小中併設校 1 校となっている。

園児や児童生徒数の減少により行事の運営等が困難になってきているが、幼稚園や小中学校の連携、地域住民との交流事業など、少人数を活かしたきめ細やかな指導を行うとともに、本土の学校との遠隔教育を含めた交流学习など、さまざまな環境に触れる教育活動の充実を図り、より一層、教育課程・指導形態の工夫に努め、次世代を担う子ども達の教育の充実を図る。

また、高校修学については、通学に要する交通費や居住費に対する支援を行い、保護者負担の軽減を図る。

また、建物の経年による老朽化が著しいことから、今後計画的な改修を図るとともに、教職員住宅の整備等に配慮する。

社会教育については、高島ふれあいセンターにおいて、図書コーナーでの貸出しや地区の行事等での施設の利用促進を高め、ふれあいセンターを活用した各種研修活動や実践活動を通じて、生涯学習を推進するための指導者育成に努める。また、歴史的資産の保存・活用、及び地域文化の伝承を推進し、地域への愛着感を醸成し、島民一人ひとりが学び合う心を養う。

9 観光の開発に関する事項

トーマス・グラバー別邸跡、日本最初の蒸気機関による立坑があった北溪井坑跡、オランダ式三角溝、石炭資料館及び端島（軍艦島）などの観光資源があり、これらを活用しながら、磯釣り公園、海水浴場などの既存資源と組み合わせた情報の発信を行い交流人口の増加を図る。

また、長崎市の近郊に位置し、しまの周囲を海に囲まれ、長崎半島や端島（軍艦島）なども一望でき、風光明媚であるため、権現山展望台までのルートを整備する。

10 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項

体験型観光施設の海水浴場、磯釣り公園などアウトドアを楽しむ施設を活用したイベントの開催や、幅広い年齢層を対象とした通年型集客による交流人口の増加を図る。

また、自然、文化、特産品などの地域資源を活用したグリーン（ブルー）ツーリズムの振興など、交流人口増加のためのソフト面の充実を図る。

11 自然環境の保全及び再生に関する事項

ごみ焼却施設は、平成 18 年 3 月末に閉鎖し、可燃ごみについては西工場へ搬入し処理している。

ごみの減量化とリサイクルについては、地区のリサイクル推進員を中心として、ごみの分別やリサイクルの推進活動に努めていく。

し尿処理施設は令和 3 年 3 月末に閉鎖し、し尿については長崎半島クリーンセンターへ搬入し、処理している。

なお、閉鎖後の施設については、平成 21 年 6 月に閉鎖したストックヤードを含め、

いずれも老朽化が進んでいるため、解体を実施する必要がある。

また、関係機関と連携し、海岸漂着物の円滑な処理を図ることにより、海岸における良好な景観と豊かな自然生態系の維持に努める。

1 2 エネルギー対策に関する事項

日常生活や産業活動に欠かせないガソリン、軽油、重油、灯油、プロパンガス等の石油製品の低廉化に向け、国などの関係機関に対して働きかけを行う。

持続可能な社会を目指して、再生可能エネルギーの導入・活用の取組みを支援するとともに、脱炭素社会の実現を目指すために、住宅や建築物への太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー発電設備などの導入を推進する。

1 3 防災対策に関する事項

防災対策については、災害防除のための、港湾・漁港施設、道路施設の整備を推進する。

また、災害時の孤立防止のため、衛星携帯電話及び防災行政無線の維持保全を図るとともに、さらなる防災力向上のため、防災に関する広報、自主防災組織による防災訓練の実施等を推進し、関係行政機関や自治会、地域コミュニティ連絡協議会等との連携強化に努め、防災意識の向上を図る。

事前防災、減災等に資する国土強靱化の観点を踏まえ、被害を未然に防ぐため、施設等の整備を図る。

1 4 人材の確保及び育成に関する事項

高齢者をはじめ地域住民が安心して日常生活を営めるよう、医師、看護師、介護福祉士等の医療・福祉の知識や技能を有する人材の確保に努める。

また、地域住民との協働等により、観光ガイドやグリーンツーリズムインストラクターなどの人材や市民活動団体の育成を推進し、観光客等の受け入れ態勢の整備を行うことにより地域の活性化を図る。

1 5 その他離島の振興に関し必要な事項

(1) 感染症発生時等

他の地域の住民とできる限り同様の生活の安定及び福祉の向上に係るサービスを楽しむよう、離島という地理的社会的特性を踏まえた感染症感染拡大防止対策及び支援を行う。

(2) 小規模離島に対する配慮

日常生活に必要な移動困難者等の送迎支援、買い物支援など環境の維持が図られるよう配慮する。

(3) 行政の ICT 化

効率的な医療・保健・福祉サービスの提供、防災・減災対策の強化や、教育の ICT 化などあらゆる分野での ICT 利活用の可能性を探る。

(4) その他

炭鉱閉山後、急激な人口の流出による地域社会の変化に伴い、自治会活動や地域コミュニティ活動が低迷していく中で、これまで培われてきた地域コミュニティ活動の健全な維持継続をするための諸施策を検討する。

